

史料紹介：富士谷文書「立花家歴代藩主書状」について

穴井，綾香
九州大学大学院比較社会文化研究院

<https://doi.org/10.15017/1547075>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 51, pp.43-67, 2008-03-31. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



史料紹介

富士谷文書「立花家歴代藩主書状」について

穴 井 綾 香

はじめに

富士谷文書は、昭和三十四年（一九五九）に山口県美祢市の富士谷修一氏より九州文化史研究所（現、九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門）に寄贈されたもので、近世には京を拠点に柳河藩主立花家の「御用」を勤めた富士谷家の旧蔵文書群である。そのなかに富士谷家の受給文書で「立花家歴代藩主書状」〔史料番号ZB4-5〕として括られた四三軸がある。当史料は、立花家初代宗茂に関わる数軸が『九州史料叢書』〔¹〕や『福岡県史』〔²〕に収録されているが、残る七代鑑通までの歴代当主ならびにその親族の発給文書については余り知られていない。また総数七三八点と少なくはなく、本稿はひとまず当史料の概要を紹介するものとしていたい。

一 富士谷家について

まず「立花家歴代藩主書状」を伝えた富士谷家の系譜をみていくことにする。

富士谷文書「立花家歴代藩主書状」について

「富士谷家系図」⁽³⁾は大織冠鎌足に始まり、藤原秀郷より九代後の政平を小河の祖とし、その十八代後の保章より吉盛までの六代は足利將軍に仕え、吉盛の子で富士谷家初代となる種奥が豊臣秀長に仕えたのち京に住した。二代高知になって立花家に仕え、その命により小河を富士谷に改めたという。

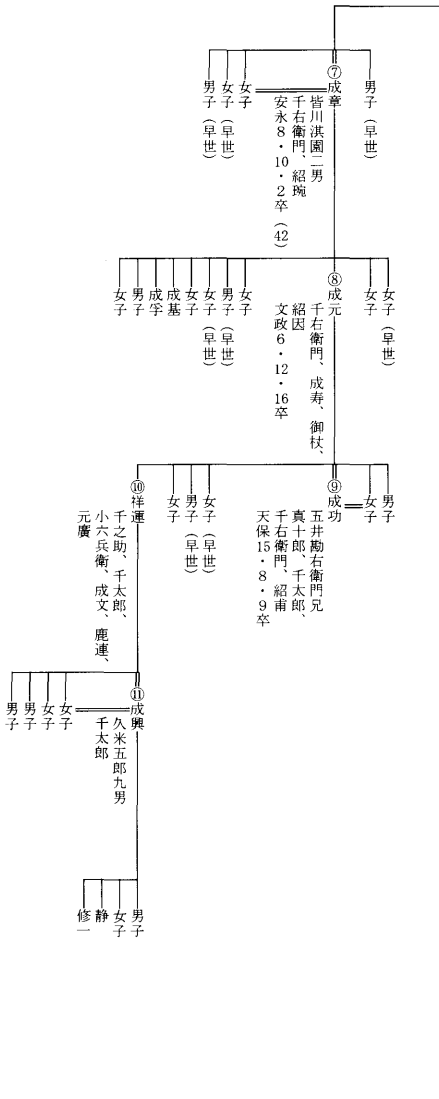
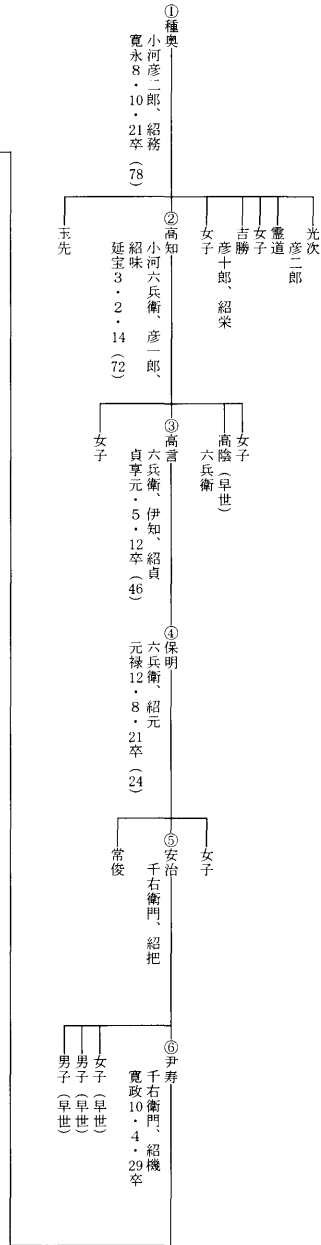
一方、柳河藩主立花家の「京都伏見大坂町人御扶持方調」⁽⁴⁾によれば、富士谷家は代々小河を氏としてきたが、種奥に至って富士谷を名乗る。種奥は「先祖以来駿河牢人」で、のち京に移住した。立花家との関係は慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦後に宗茂が浪人して上方に滞在する間、京の種奥宅にも逗留したことに始まる。元和七年（一六二二）宗茂が柳川に赴くに際して「於京都之御用達並御服所共」とともに、当時家号を「藤屋」と称したのを代々駿河では富士山麓に住したことに因んで「富士谷」に改めるよう命ぜられたという。

この間の宗茂の事情⁽⁵⁾については、一旦富士谷家を離れることになるが触れておく必要があるだろう。前後するが、天正十五年（一五八七）豊臣秀吉による九州平定の後、立花宗茂（当時の実名は「統虎」）は山門・三潞・下妻の三郡を与えられ柳川を城地に定める。けれども宗茂は関ヶ原合戦で西軍に与して改易され、三河岡崎を領した田中吉政が筑後一国の領主として柳川に移る。しかし田中家もまた、吉政を継いだ忠政が無嗣のまま元和六年八月に没して改易となる。同十一月に宗茂の南筑後への再封が決定して翌年柳川に赴く。なお、北筑後には丹波福知山から有馬豊氏が入り久留米が城地となる。以来、立花家は代々柳河藩主として存続し、明治維新を迎えることとなる。

さて、富士谷家と立花家との関係の由来が史料によって相違したことは先にみた通りである。これを解くには至らないが、豊国社の社僧を務めた梵舜の日記には慶長十七年と同十九年に「富士谷紹務」すなわち種奥が奥平家昌（下野宇都宮）に奉仕したことが散見される。したがって「富士谷」を名乗り始めた時期は慶長十七年を下らない。また、当家が奥平家に仕えたのち立花家に勤めるようになったとも考えられるが更なる検討を要する。当史料については、すべて無年号であり、その比定作業も今後の課題になっていくが、署名にみえる実名は「宗茂」すなわち

【富士谷家略系図】

※——は婚姻・養子関係、丸数字は代数、（ ）内数字は享年。



*【富士谷家系図】より作成

慶長十五年後半期より以降であり、宛名に「紹務」が確認されることから富士谷家初代種奥以降に係るものとみて差し支えないだろう。

ふたたび「京都伏見大坂町人御扶持方調」を辿っていくと、二代高知が立花家二代忠茂の時に「御合力御加増百俵」を与えられ、以来代々柳河藩より扶持を支給されていくことになる。増減の理由は定かでないが、三代高言は高二〇〇石、四代保明は二〇人扶持となり、それを引き継いだ五代安治が五〇俵の加増を受け、延享四年（一七四七）冬に六代尹寿の拝領した二〇〇石がその養子の七代成章（皆川淇園の二男）に相続されたところまで記されており、この頃が同史料の作成年代とも推定される。

ところで現在確認される柳河藩の分限帳⁽⁷⁾では、富士谷家は「延宝九酉年知行無足扶持方共」に「御合力米三拾石 富士谷紹味^(高知)」「御合力米拾石八斗 同人母」とみえるのが最も早い。ただ、高知は延宝三年（一六七五）二月十四日に七二歳で死去しており、同史料に関しては表題が内容の上限を示さないことを想定してもよいだろう。また、既引の由緒との関係も今のところ詳らかでない。その後であるが、三代高言より七代成章まで約百年の間、富士谷家を分限帳にみることはできない。寛政九年（一七九七）七月の「御旗本組高井役附扣⁽⁹⁾」によりやく「貳百石 富士谷千右衛門」とあって、成章の子で八代成元（御杖）のことと比定される。

成章・成元父子は国学者として著名であり、とくに成元は立花家九代鑑賢より「御歌御引直被差上候付、御召古為拝領候」ということがたびたび有ったことを確認できる⁽¹⁰⁾。しかし文政四年（一八二一）十二月に成元は藩より譴責を受けて致仕し、約一年後に成功が九代となつて三〇人扶持で召し返されるが妻子を京の本宅に残しながら一時柳川住居を強い⁽¹¹⁾られている。そのような経緯で、成功は文政六年正月の「御小姓組高井役附⁽¹²⁾」に「三拾人扶持 富士谷千太郎」のように現れる。十代祥運も始め三〇人扶持で過⁽¹³⁾すが、「元治元年四月分限帳⁽¹⁴⁾」には「富士谷小六兵衛」に関する記述として「三拾人扶持」と追筆による「百五十石」とがあり、後者は「富士谷家系図」にある慶

応元年（一八六五）冬の「賜百五十石」を示すものとみてよいだろう。

その後、祥運の養子である成興が慶応三年（一八六七）五月より会計官用度司判事として宮中に出仕し、翌年六月に家督を相続すると、立花家との関係は次第に疎遠となった。⁽¹⁵⁾なお、成興が東京に居を構え、⁽¹⁶⁾修一氏が山口県在住となる間の事情は不明である。

二 成巻状況

伝存の経緯が上記のような関係に因ることを確認したところで、「立花家歴代藩主書状」の概要に入りたい。

先に述べたように、当史料は七三八点が四三軸に仕立てられている。成巻は寄贈される以前ではあるが詳らかでない。いずれも裏打ちは施されず料紙が貼り継がれ、表紙と軸で統一的な表装がなされていたようである。しかし破損の程度は重く、そのため表紙うわ書は直に墨書されたものであるが判読できない箇所も多い。以上をふまえて、当史料の内訳を示すと表1のようになる。

表1をみると、「表紙うわ書」は成巻時における各卷子の(1)表題、(2)史料記号、(3)点数、(4)紙数、が記されている。たとえばNo6では(1)「立斎様御書」、(2)「荒 四拾三卷之内」、(3)「拾六通」、(4)「紙数廿六枚」となる。史料の内容に関わる(1)には後に詳しく説明を加えることにして、先に(2)～(4)について述べておきたい。(2)には判読できるすべてに「四拾三（参）卷之内」とあり、四三軸が成巻から欠けることなく伝存してきたことが分かる。しかし「荒」「字」などの記号については、各卷子を区別し「四拾三卷之内」における順序を表すと思われるが委細不明である。(3)は実際の点数と異なるものもあり、これについては表1の「点数」と合わせて参照されたい。(4)に関しては、いくつかの問題を孕んでいる。たとえばNo1には折紙を豎に披いた状態で収められたものが多いが、折り目に

表1 「立花家歴代藩主書状」卷子一覧

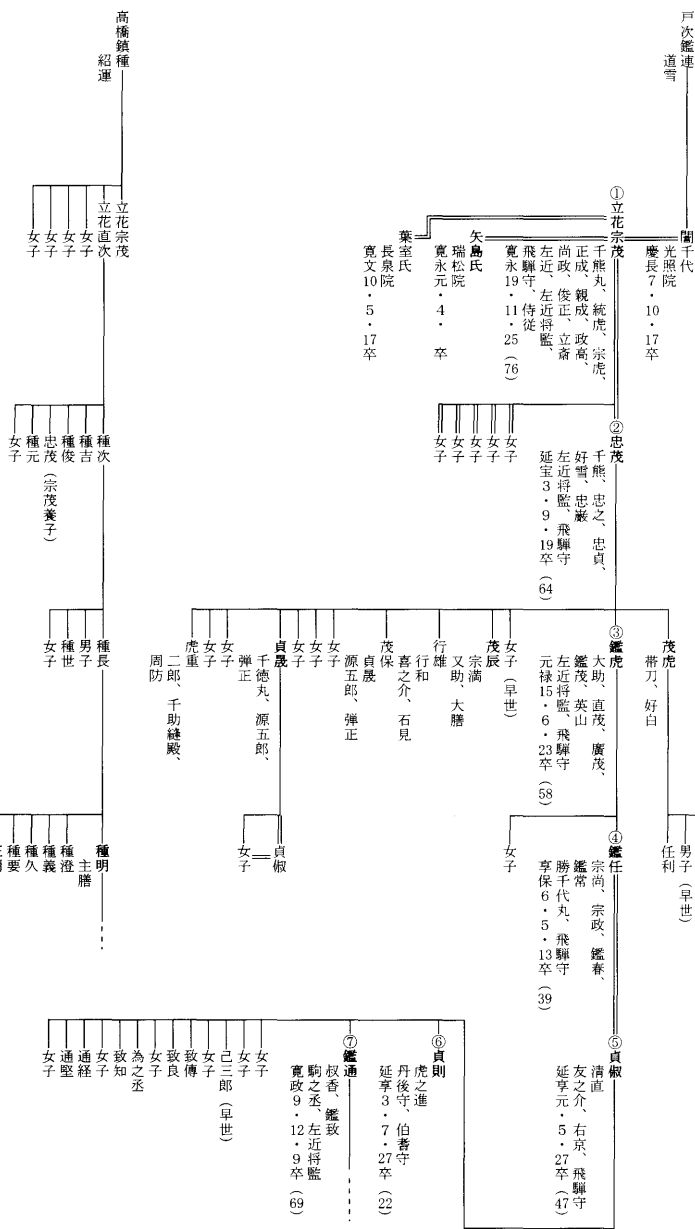
No	表紙うわ書	内容	点数
1	[]	①宗茂	28
2	[]	①宗茂	22
3	[]	①宗茂	27
4	[]	①宗茂	23
5	[]	①宗茂	22
6	立斎様御書 荒 四拾三卷之内 拾六通 紙数廿六枚	①宗茂	16
7	立斎様御書 月 四拾三卷之内 六通 紙数拾壹枚	①宗茂、ほか不詳あり	6
8	[]	①宗茂	6
9	立斎様・[]山[]御書 宇 四拾三卷之内 三拾三通 紙数三拾六枚	①宗茂・③鑑虎	32
10	立斎様・好雪様・英山様・忠之様御書 天 四拾三卷之内 廿四通 紙数廿五枚	①宗茂・②忠茂・③鑑虎	24
11	瑞松院様御書 晨 四拾三卷之内 拾壹通 紙数拾八枚	瑞松院 (①の継室)	11
12	瑞松院様御書 盈 四拾三卷之内 拾四通 紙数廿三枚	瑞松院 (①の継室)	14
13	[]	②忠茂	18
14	好雪様御書 列 四拾 [] 廿通 紙数廿枚	②忠茂	20
15	好雪様御書 [] 四拾三卷之内 [] 拾七通 [] 数四拾貳通	②忠茂	38
16	好雪様御書 [] 拾三卷之内 [] 紙数三拾[]枚	②忠茂	31
17	好雪様御書 張 四拾三卷之内 廿壹通 紙数 [] 枚	②忠茂、ほか不詳あり	21
18	好雪様・忠之様御書 冬 四拾三卷之内 廿四通 紙数三拾貳枚	②忠茂	25
19	好雪様御書 秋 四拾三卷之内 拾壹通 紙数廿三枚	②忠茂	11
20	好雪様御書 蔵 四拾三卷之内 九通 紙数拾八枚	②忠茂	9
21	好雪様御書 [] 四拾三卷之内 拾七通 紙数拾七枚	②忠茂	17
22	好雪様御書 往 四拾三卷之内 九通 紙数拾六枚	②忠茂	9
23	好雪様御書 収 四拾三卷之内 八通 紙拾壹枚	②忠茂、ほか不詳あり	8
24	好雪様御書 [] 四 [] 之内 [] 紙数廿枚	②忠茂・③鑑虎	20
25	好雪様御書 潤 四拾三卷之内 拾九通 紙数廿六枚	②忠茂・③鑑虎	19
26	直茂様御書 陽 四拾三卷之内 六通 紙数六枚	③鑑虎	6
27	廣茂様御書 歳 四拾三卷之内 三拾壹通 紙数三拾貳枚	③鑑虎	31
28	廣茂様御書 成 四拾参卷之内 拾九通 紙数三拾貳枚	③鑑虎	19
29	廣茂様御書 律 四拾三卷之内 拾六通 紙数拾六枚	③鑑虎	16
30	鑑茂様御書 呂 四拾三卷之内 廿六通 紙数廿六枚	③鑑虎	26
31	鑑虎様御書 [] 四拾三卷之内 拾[]通 紙数 [] 枚	③鑑虎	16
32	茂虎様御状 為 四拾三卷之内 六通 紙数拾壹枚	茂虎 (②忠茂の子)	6
33	茂辰様御状 露 四拾三卷之内 拾壹通 紙数拾六枚	茂辰 (②忠茂の子)	11
34	茂辰様御状 結 四拾三卷之内 拾三通 紙数拾九枚	茂辰 (②忠茂の子)	13
35	宗満様御状 霜 [] 卷之内 四通 紙数七枚	茂辰 (②忠茂の子)	4
36	宗頭様御状 霽 四拾三卷之内 八通 紙数八枚	貞晟 (②忠茂の子)	8
37	貞晟様御状 雨 四拾三卷之内 四拾三通 紙数四拾三枚	貞晟 (②忠茂の子)	43
38	宗尚様・宗政様・鑑春様・鑑常様・鑑任様・貞則様御書 致 四拾三卷之内 拾九通 紙数拾九枚	④鑑任・⑥貞則	19
39	清直様御状 [] 四拾三卷之内 八通 紙数八枚	⑤貞俣	8
40	貞俣様御事清直様御書 雲 四拾三卷之内 九通 紙数九枚	⑤貞俣	9
41	貞俣様御書 騰 四拾三卷之内 拾貳通 紙数拾貳枚	⑤貞俣	12
42	鑑致様御書 調 四拾三卷之内 五通 紙数五枚	⑦鑑通	5
43	種明様御状 麗 四拾三卷之内 九通 紙数拾三枚	種明 (三池藩主)	9

(計) 738

*「内容」には、卷子中にみえる発給者を通称に統一して示した。なお丸数字は代数を表している。

※ 〓は婚姻・養子関係、丸数字は代数、() 内数字は享年。

※ 〓は婚姻・養子関係、丸数字は代数、() 内数字は享年。



富士谷文書「立花家歴代藩主書状」について

*『旧柳河藩主立花家文書調査報告書』(一)(柳川市教育委員会・柳川古文書館、二〇〇二年)三八・三九頁、『新訂寛政重修諸家譜』第二(統群書類完成会、一九六四年)三七〇・三七八頁、中野等『立花宗茂』(吉川弘文館、二〇〇一年)をもとに作成。

沿って裁断されたものもある。この原因は、四三軸が堅紙や折紙を豎に披いて継いだものと、折紙を折り目に沿って裁断し横に継いだと思われるものとに分けられることに示唆される（図1）。説明は後れたが、前者にはNo 1・3・9・13、それ以外が後者に該当する。つまりNo 1の裁断された折紙は、後者に入る可能性もあったが結局前者に収められたということが考えられる。おおよそ軸の長さは後者が前者の半分ということになるが、いずれに関わらず天地を裁断したような跡が各所に認められ、さらに現状では継ぎ目が剥離した箇所も多々あり、ここで料紙に言及することは差し控えたい。

さて(1)であるが、四三軸はおおむね発給者毎に仕立てられたようにみえる。ただ表1の「内容」を合わせると、表題との相違に気付くが後述することにして、表題が実名あるいは法号を採り、「御書」もしくは「御状」とするなど必ずしも一定でないことも分かる。

これを人物ごとみにみていくと、前の点について初代宗茂は剃髪前後に関わらず彼の書状を収める卷子は「立齋」で一貫している。「瑞松院」もまた署名の記載に関わらないようである。二代忠茂も「好雪」ではほぼ宗茂同様であるが、No 10・18に「忠之」も併用されていることは成巻者が「忠之」を忠茂に比定するのを躊躇したことを示唆させる。三代鑑虎については、署名に実名がないために「英山」を付けたと推測されるNo 9・10以外は表題に実名を冠しており、実際各所収文書をみてもNo 26「直茂」、No 27・29「廣茂」、No 30「鑑茂」、No 31「鑑虎」で一貫している。No 32以降もまた実名を基にまとめられたとみてよいが、No 34に限ってはそれぞれ「立又介（花押）」「又介より」と署名され実名を欠く茂辰書状二通が含まれている。

後の点に関しては、柳河藩主歴代には「御書」、それ以外には「御状」を用いたとも考えられる。しかしNo 11・12は初代宗茂の継室瑞松院に「御書」、No 39はのち貞俣となる清直に「御状」を用いている。瑞松院の例は他に藩主室の卷子もないため措かざるを得ないが、貞俣にはNo 40・41「御書」との相違がある。やや立ち入るけれども、

それぞれ所収文書の署名に注目すると、No 39は「右京清直」、No 40は「飛驒清直」、No 41は「飛驒貞俣」と一貫している。抑も貞俣は「寛政重修諸家譜」⁽¹⁷⁾によると、茂高の子として生まれ貞晟の養子となつて跡を襲うが、享保六年（一七二一）五月鑑任の危篤に際してその養子となり、まもなく藩主に就任、同十二月飛驒守に任ぜられる。こうした経歴を踏まえて、藩主就任以降を収めたNo 40・41には「御書」、それ以前の家臣時代を収めたNo 39には「御状」と付けたことが考えられる。

また現在のところ、表題と明らかに異なる書状を収めるものにNo 24・25があり、発給者不詳を含むNo 7・17・23にもその可能性が残ることを付け加えておく。

三 史料の紹介

前章では、表1を素にして当史料の成巻状況を説明してきた。そのなかで当史料の有するさまざまな問題が明らかになったと思う。以上を踏まえた具体的検討は他日を期するとし、ここではごく一部ながら幾つかの史料を紹介しつつ展望を述べることにしたい。

さて当史料の発給者については、すでに表1「内容」のように各卷子毎には示している。これを発給者毎に整理してみると、未だ不詳の書状も少なくないため概数になるが、最も多い忠茂が約二三〇点、次に宗茂が約一八〇点、鑑虎が約一二〇点と続き、柳河藩主立花家初代から三代で総数の七割を越えることになる。そこで以下、初代から三代までを中心に史料を掲げていくこととする。

1 初代宗茂

第一章にふれたように、立花家と富士谷家の関係はそれぞれ宗茂と種奥の代に始まる様である。種奥が「於京都之御用達並御服所共」を命ぜられるのは元和七年（一六二一）宗茂が柳川へ向かう途次のことだというが、実際にはそれ以前より宗茂は種奥に進物の調達などを任せている。

【史料1】（元和六年）六月二日付立花宗茂書状「折紙」（No 1—8、図2）

又申候、九日之物共之事、女共かたぐ具可申候、以上

一書申候、仍今度 女御様御入内ニ付て、酒井雅楽殿・土井大炊殿（利徳）まで人ヲ上せ申候、音信之物共銘々書立進之候、於其元御調可給候、臺にのせ候て此者ニ能々被仰付御渡頼申候

一、帷子五ツノ内単物二ツ

土井大炊殿へ

一、帷子五ツノ内単物二ツ

酒井雅楽頭殿へ

右両所へ之ハひとへ物も念ヲ入、忝ツハさやなともよく候へく候、忝ツハ織筋二てもとかく両所ながら念入可給候、何も中の上ほとになされ可給候

一、帷子二ツノ内単物一ツ

大炊殿内 守田与左衛門

一、帷子二ツノ内単物一ツ

同

田村吉介

これハから嶋ひとへ物よく候へく候

右之通御調可給候、猶追而可申候、又先日便ニ申候佐久間河内と申人ニ、かまのそこあつらへ申候、今度出来候者、此者ニもたせ下り候へと申付候、乍去遅候者まち候事ハ無用と申付候、恐々謹言

立花左近

六月二日

宗茂（花押）

ふしや

紹務老（種老）ら

本書状の年次は、宗茂が「宗茂」を名乗る慶長十五年（一六一〇）後半期以降、「飛騨守」に任ぜられる元和八年（一六二二）十二月二十七日までの間で「今度 女御様御入内」とあるから、將軍徳川秀忠の娘和子が六月六日に後水尾天皇の女御として入内する元和六年に比定できる。ちなみに先にも述べたが、宗茂の柳川再封が決定するのは十一月になってのことである。ここで宗茂は京にいる種奥に、和子入内に伴って江戸幕府年寄酒井忠世・土井利勝まで人を遣わすにあたり、進物として持たせる帷子を注文している。先だっては茶道具と思われる「かまのそこ」の誂えも頼んでいる。ただ立花家の注文は宗茂によるものだけではない。この追而書は示唆しつつも詳しくないが、たとえば元和七・九年の九月廿三日付で「ふしやせうむ御かもし」に宛てた宗茂室瑞松院の書状（No. 12-3）には「ちくこへこそて三十、御したて候てひつに御入候て、よくく雨風にあい候ハぬように御こしらへ候て御おき候へ」などとある。

諸品の注文は多岐にわたり、殊に將軍家の上洛に宗茂が供奉する際には折々の進物は勿論、寛永三年（一六二六）には「辻かためノ道具」や家中らの「在郷やと」「京やと」の準備（No. 2-4）、京屋敷を売却したのち寛永十一年には「小屋場」「小屋かけ」の手配（No. 9-7）に至るまで高知に頼んでいる。そして、いずれにも関わってくる立花家の借銀についても、富士谷家はその一端を担っていくのである（No. 1-9 など）。

このほか挙げるときりはないが、いま一つ宗茂の書状は晩年のものを引いておこう。

【史料2】（寛永十九年）壬九月十一日付立花宗茂書状「元折紙カ」（No. 6-12、図3）

尚々、茶代之儀、（水井高政）帯刀所々可申候、永信州へ状を遣候、此者二成共もたせ被遣候、以上

一筆申候、此方無易儀候、其元無事候哉、承度候

富士谷文書「立花家歴代藩主書状」について

一、壺三愛宕ニ置候、了句申談、いつものことく入念くたし可給候

一、本下総殿へ進し候つはハ、はや亀山へ被取下候由被申候間、不及口能候

一、先日ハ朝倉山椒少給候、満足申候、宗知煩如何候哉、無心元候、尚重而可申候、謹言

壬九月十一日 宗茂（黒印）

ふしや

紹味^(高知)ろ

晩年の宗茂は、別の高知宛書状（No 6-3）に「尚々、眼あしく用印判候」と述べるように、患いのためたびたび花押に代えて「fida」という印文の印判を用いている。本書状もその例に数えられるが、日付から寛永十九年（一六四二）六月下旬より嘔吐を繰り返して床に臥せるようになったのち、一時小康を得た間に出されたものと分かる。そのような折に、宗茂は愛宕に預けていた茶壺の送達や、知人の病状にも気を配っている。

二ヶ月ほど後、十一月二十五日に宗茂は世を去る。その享年を顧みて、忠茂が「亡父七十六二而死去二候、其節之様躰存くらへ候ニ、我等者老父^(比)々もおとろへくつをれ申候」（No 15-2）と零すのは六十三歳、延宝二年（一六七四）春のことである。

2 二代忠茂

忠茂は、慶長一七年（一六一二）七月七日に宗茂の実弟直次の四男として生まれて直ぐ、実子のない宗茂の養子となる。幼名は宗茂と同じ千熊丸。宗茂室瑞松院の書状（No 11・12）では「せんくま」が頻りと話題にのぼっている。元和八年（一六二二）十二月二十七日、元服して「左近将監」に任ぜられると共に、將軍秀忠の偏諱を受けて実名は「忠之」、のち「忠貞」や「忠茂」に改める。⁽¹⁸⁾ 忠茂の家督継承については、寛永六年（一六二九）頃に宗茂

が江戸下屋敷に移ってから次第に藩主権限を移譲されていくが、正式には宗茂が法体して幕府に隠居を許された寛永十五年十月二十日になる。

当史料の忠茂書状は、時期的には元服後より晩年に及ぶ。まず、宗茂が没して間もない頃の一通を紹介しよう。

【史料3】（寛永二十年）九月廿九日付立花忠茂書状「元折紙2カ」（No 18-24、図4）

尚々、周防殿へ参伺被申候ても如在ハ有間敷候、為心得申候、若王子・僧正へも如何ニも具ニ^{（前々）}入候間、

僧正へも参、上野殿へ御談合候て被下候やうニと可被申候、以上

一筆申候、今度 御即位ニ付而、進物何様之物上り候哉、一円難計候間、其元承合、可然様ニ相調可給候、内々如申遣候、矢嶋主水上り候へとも、海上難計候間、今時分上着之儀無覚束候、爰元ニて御老中被仰聞候ハ、禁中様へ常之太刀馬代かろきと御申候へ共、其積り知レ不申候、於上方委可被仰渡之由御申候間、其元ニて定而知レ不申候、吉良上野殿^{（義孝）}へ爰元ニて頼入候間、今度上野殿へ書状進之候条、其方持参候而、上野殿へ指図被請尤候、主水罷出可得御意候間、御指図候て給候様ニと上野殿へ爰元ニて申合候へとも、右ニ申候ことく主水儀今時分上着之儀無覚束候、然者進物等之儀、為用意候間、其方上野殿へ参、右之様子申述、相談可有候、主水ハ御即位之二三日已前ニ成共上着候へハ、安堵ニ而候、右之通ニ候間、主水上着候而から進物等相談候ハ、間ニ合間敷候条、主水上着前ニ諸事調候て置候やうニと存、如此候、此段大坂より蔵本之者共上り合居候ハ、申聞可給候

一、当 帝様へ之進物

^{（後光明天皇）}

一、新 院様へ之進物

^{（明正天皇）}

一、仙 洞様へ之進物

^{（後水尾上皇）}

一、国 母様へ之進物

^{（幕府門院）}

右、何共此方より難計候間承合、可然様ニ相調可給候、主水へ遣候状ニハ右之段書不申候、其子細ハ右ニ申述候ことく上着之時分難計候間、為用意と存、其方へ申遣候

一、權大納言殿とやらん、其外 禁中方へ之音物惣並次第第二仕度候

一、讃岐殿・伊豆殿ハ一荷一種之外、何ニても御とめなき筈ニて候、今度被罷上候野々宮新兵衛殿・高木善七（野々山素綱カ）

殿其外大岡美濃殿・天野豊前殿、尤板倉殿などへの音物、是又惣様並ニ仕度候、此儀は定而諸家よりも蔵本（重忠）

共京へ上り居可申候間、其者共と此方蔵本共承合候様ニと申可給候、尤諸家呉服所ニて定而今度之進物可為

用意候間、其方も承合可被申候、何方之も使者ハ 御即位之時分ならてハ遠方之者ハ参合申間敷候間、何も

京都ニて可為用意と存候、とかく他方之儀者如何様ニも候へ、此方之ハ主水上着前ニ何もかも相調置可給候、

為其如此候、状数ニても別之事無之候間、此状之通蔵本共へも披見させ可給候、謹言

左近

九月廿九日

忠茂（花押）

ふしや

紹味（高知）る

文面は「今度 御即位」への対応に尽きるが、挙がっている人名をみていくと年次は明らかに。すなわち翌十月に入つて、三日に明正天皇が讓位、二十一日に後光明天皇が即位する寛永二十年（一六四三）のものである。

この即位に先立つて、江戸の忠茂は家中の矢島主水を上方に向かわせる。しかし海路は寛東なく到着した矢島に時間的余裕はないと忠茂は判断し、本書状によつて諸方への進物は高知に用意させることにする。ただし進物は、品など量りかねるため予め口添えを頼んだ高家吉良義弥に相談するよう指示している。また指定する贈り先は禁中のみならず、江戸からの上使酒井忠勝・松平信綱、禁裏附高木守久ら幕府関係者に及んでいる。

このように忠茂の代にも、富士谷家には宗茂以来の役割が求められていくことになる。ほかには慶安年間（一六四八―一六五二）と思われるが「当暮借銀利払之儀、八木売立延引候付而、明春迄相延度通、柳川々大橋権六を差上、理申候処、其方殊外精を入、親類中之銀子々手はしめを仕、相残者共へ断申之段、具承度候」（No 22―1）などのように、借銀に関して高知に書き送ったものがある。延宝二年（一六七四）、晩年の書状には「茶壺上せ候道中無事候哉（中略）如例年愛宕預可申候」（No 15―2）とあり、この間にも茶の手配を富士谷家に指図してきたことを推し量れる。

あと一つ掲げるが、次の史料には忠茂の個人的趣味とともに、後年国学者を輩出する富士谷家の素地をみることでできるのではないだろうか。

【史料4】（寛文四年）二月廿七日付立花忠茂書状「折紙」（No 10―1、図5）

尚々、ゆかしく存計二候、年より可咄あいてもなくなからへ、くるしく候、定而覚あるへく候、老をいとハぬ人しなけれハとの古こと身に候、已上

去十七日之状、昨日到来、古今哥之違候事、細々書付越候、扱々気力羨しく候、我等ハ其方よりハ数年若候へとも、中々気根及事二ても無之候、驚入候、百迄ハ無疑可為存命候、（道見大進主）照高院宮あらハし候古今、又為相卿筆之集見合候よし、誠慥成事二候、為相の筆之古今、若売物二て候ハ、大望二候、自然可事成儀二候ハ、直段極爰許へ指越候てミセ候事ハ成ましくや、承合重而可申越候、尤売物二而無之候ハ、心を尽才覚無用候

一、天神へ名代参候之事、正月より可申遣と心懸候へとも、此月初時分、筑後へ使を遣可申と存候故、其便二可申遣と、尔今延引候、無失念申越候事、念入候、其方信心之儀、感入候、弥如例年之初尾持参、名代二参詣可仕候、扱々満足申候、又大徳寺入院有之候通、昏面披見候、大仲之入院首尾能事、別而喜悦安諸申候、（宗徳）雪菴へも此度状を進之度候へとも、此飛脚差立候事只今承、此状さへ漸書候故、無其儀候、我等指痛も此中

能候、可心易候、足弥叶候ハす候、有馬へ湯治望候へとも、遠路おもひ絶候、かしく

二月廿七日

(花押)

紹^{高知}味^知る

年次は、後半に大仲宗瀧の大徳寺入院が取り沙汰されており、寛文四年（一六六四）に比定される。恒例化した名代参詣なども興味深い、ここでは前半に注目したい。高知が去十七日の書状で寄越した「古今哥之違」をめぐって綴られている。五十三歳の忠茂は、八つほど年上になる高知の「細々書付」る気力に感服している。しかし忠茂の方も、高知が当代の文化人道見入道親王による「古今」、鎌倉後期の歌人冷泉為相の「筆之集」を参考にしたとも知らされて、後者が売り物ならば「大望」などと云うのである。

3 三代鑑虎

鑑虎は「寛政重修諸家譜」⁽¹⁹⁾によれば、忠茂の子として正保二年（一六四五）に生まれる。万治元年（一六五八）四月十九日に家綱に初目見、翌年十二月二十七日に従五位下、翌日「左近将監」に任ぜられる。寛文四年（一六六四）閏五月七日に家督、十二月二十八日に従四位下となる。そして延宝四年（一六七六）十二月十二日に「飛騨守」に改められる。

先の二人に比して鑑虎については特に詳らかでなく、ここでは「左近将監」期・「飛騨守」期のものを一例ずつ紹介することにした。

【史料5】（年不詳）九月廿五日付立花鑑虎書状〔堅紙〕（No 10 - 20、図6）

尚々、我等事も又々風を引返し引籠申候、今朝少能候間、頓而可罷出と存候、以上

今朝者見舞之由、早々帰候故、不能面談候、明朝者弥料理可申付候間、五つ時分御出待入候、左様候へは花鳥

哥合大事之御書物之由候得共、少間み申度候、尤好雪へ拝見事も申間敷候、其方々申上候事ハ、必無用候、今日中返し可申候間、少間見申度候、尤わきくへも沙汰申間敷候、為其如此候、謹言

九月廿五日

(花押)

ノ 紹味^(高知)ろ

左近

当史料には、堅紙の鑑虎書状はほとんど見当たらない。右は数少ない一通である。署名に実名はなく、文中に忠茂が「好雪」として現れていることで、差出の「左近」は鑑虎と判明、年次も寛文四年から延宝四年の間となる。忠茂と鑑虎、高知も近所にいるようだが、江戸か上方かは定かでない。鑑虎の「花鳥哥合」への関心は父親譲りであろうか。しかし父親にも「わきく」にも自分が借りて見ることは内緒だと述べている。

【史料6】(年不詳)二月十三日付立花鑑虎書状「切紙」(No 30-6、図7)

一筆申候、然者立花孫左衛門上京候処、借銀等之儀、如例此度者一入精を出候由、委細聞届、乍案中満悦不浅候、弥首尾好相談可為祝着候、猶追々可申候、謹言

飛驒

二月十三日

鑑茂 (花押)

富士谷紹味^(高知)老

短いながら、富士谷家が宗茂・忠茂代と同様、立花家の借銀に携わっていることを知れる一通である。ここで署名をなす実名は「鑑茂」であるが、「飛驒守」期のもう一つの実名が「鑑虎」である。こうした改名についても、今後の課題となる。

*

富士谷文書「立花家歴代藩主書状」について

ここまで紹介した書状は当史料の一部に留まるが、富士谷家の担う「御用」が特に宗茂・忠茂代で多岐にわたっ

ていたことは窺えたのではないかと思う。ただ鑑虎の代になると年始・端午・歳暮など儀礼的なものの割合が高くなり、四代鑑任以降にはそうした内容が殆どを占めるようになる。また数量のことは前にもふれたが、当史料の総数からすると鑑任以降の割合は低くなる。しかし藩主発給文書が減少していくという全体的な流れを踏まえれば、その点数が少くないとは決して言えないだろう。

すなわち当史料は、数量的に各発給者の基礎研究に寄与することは勿論、内容に注目すれば特に近世前期における大名の生活を探るうえで極めて有用なものとなっていくだろう。

註

- (1) 『九州史料叢書三五 富士谷文書 上』(九州史料刊行会、一九六四年)。
- (2) 『福岡県史 近世史料編 柳河藩初期(下)』(福岡県、一九八八年)。
- (3) ここでは柳川古文書館の複写資料を利用。以下、富士谷家の系譜については特に断らない限り、これに拠る。なお多田淳典『増訂 異色の国学者富士谷御杖の生涯』(思文閣出版、一九九六年)によつて、富士谷家十代元広の門人筋にあたる富成梓氏の所蔵「富士谷家譜」と幾つかの異同を認めることができるが、今のところ関係は詳らかにできない。
- (4) 柳川古文書館収蔵旧柳河藩主立花家文書「柳立」一四九七号。このなかで富士谷家の由緒は法名号などで書き綴られており、実名は用いられていない。したがって本稿では、この史料の使用に際しては「富士谷家系図」(注3)の実名と比定した上で叙述をすすめていく。また人物によつては実名を改める例もあるが、ほとんどの場合で時期が不明であり、混乱を避けるためにも「富士谷家系図」に従つて各々代表的な実名に統一して呼ぶことにする。
- (5) 以下、立花宗茂および忠茂については特に断らない限り、中野等『立花宗茂』(吉川弘文館、二〇〇一年)に拠る。
- (6) 『史料纂集 舜旧記』第三・第四(統群書類従完成会、一九七六・一九七九) 慶長十七年三月廿五日・同廿七日・十

一月廿七日条、慶長十九年四月一日・五月一日・十一月十六日条。

- (7) 柳川歴史資料集成第三集「柳河藩立花家分限帳」(柳川市史編集委員会編集・柳川市刊行、一九九八年。以下、分限帳A)ならびに中野等「柳河藩立花家小姓組／小野勘解由組分限帳」(『九州文化史研究所紀要』四二・四三合併号、一九九九年。以下、分限帳B)。以下に引く分限帳はすべて右のいずれかに収録されたものであるが、本稿では原本によって読みを改めた箇所もある。

- (8) 柳川古文書館所蔵隈部家文書二号(分限帳A)。

- (9) 旧柳河藩主立花家文書「藩政」一三〇九号(分限帳B)。なお、文化十三年六月「御小姓組高井役附」(「藩政」一三〇九号、分限帳B)および「文政二卯年七月侍帳」(柳川古文書館所蔵立花織衛家文書D12号、分限帳A)でも、成元にあたる千右衛門が二〇〇石となっている。

- (10) 旧柳河藩主立花家文書「両掛箱」B2-10-11-1・3・5号。

- (11) 多田注3書。また同書は成元譴責の理由について、従来指摘されてきた素行の問題に加え、藩財政にかかわる公務上の失態という可能性も挙げている。ちなみに「富士谷家系譜」(注3)は当事件に全く触れておらず、これが同書の引く「富士谷家譜」と異なる点の一つでもある。

- (12) 旧柳河藩主立花家文書「藩政」一三〇五号(分限帳B)。

- (13) 「弘化二年巳十月分限帳」(柳川古文書館収蔵古賀(知)文書三四七号、分限帳A)・「嘉永七寅年侍中高附」(同収蔵助弘家文書五号、分限帳A)・「侍帳」(「藩政」一一四〇号、分限帳A)。

- (14) 助弘家文書六号(分限帳A)。ここまで、現在確認される分限帳のうち富士谷家に関わるものは可能な限り挙げてきたが、最後に「安政五年午九月上旬諸士高附」(柳川古文書館収蔵武松家文書二六四号、分限帳A)と「文久年間頃惣侍分限」(「藩政」五七〇七号、分限帳A)が残っている。前者には「同(高百五十石・筆者注)富士谷千太郎」とあり、元広のことと思われるが、彼は本文に述べるように慶応元年冬に一五〇石になるので表題と矛盾する。後者には「四拾人扶持 在京都 富士谷小六兵衛」とあり、元広が三〇人扶持より四〇人扶持を経て一五〇石になったとも考えられるが、「元治元年四月分限帳」だけでなく「富士谷家系図」も、この間の四〇人扶持を把握していない。こうした問題の原因として、それぞれの史料で筆写主体や活用期間が相違することなどが想定される。

- (15) 七月廿五日付立備中宛富士谷州三成興書狀（『藩政』二九〇六号）、「富士谷成興日記」（九州文化史資料部門所蔵Z B 4-6）。

- (16) 「富士谷家系図」によれば明治十八年（一八八五）四月廿六日に修一姉の静が神田北神保町で誕生しており、また平井武夫「富士谷御杖大人の生活―篤好の研究別篇―（上・下）」（『國學院雜誌』第廿五卷四号および六号、一九一九年）が成興は東京在住の八十二歳と述べている。

- (17) 【新訂 寛政重修諸家譜】第二（統群書類従完成会、一九六四年）三七三―三七五頁。

- (18) 当史料中の忠茂の署名をみていくと、彼の実名が「忠之」の後はおおよそ

「忠茂」（寛永十九年Ⅱ一六四二）後九月十日付ふしや紹味宛（No 15-27）

「忠貞」（慶安元年Ⅱ一六四八）壬正月二日付ふしや紹味宛（No 22-2）

「忠茂」（万治元年Ⅱ一六五八）壬極月三日付ふしや紹味宛（No 14-7）

という順に改められていくことが分かる。なお、このような忠茂発給文書の検討については別稿を予定している。

- (19) 【新訂 寛政重修諸家譜】第二、三七三頁。

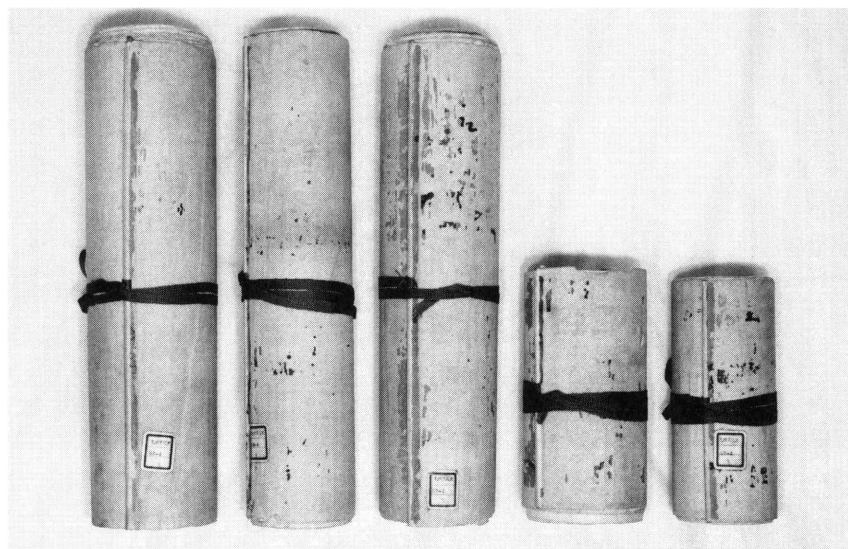


図 1

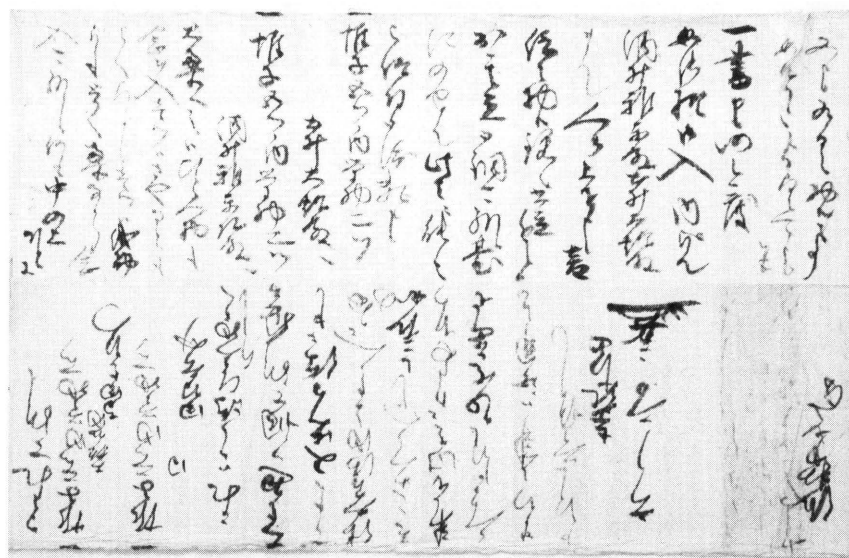


図 2

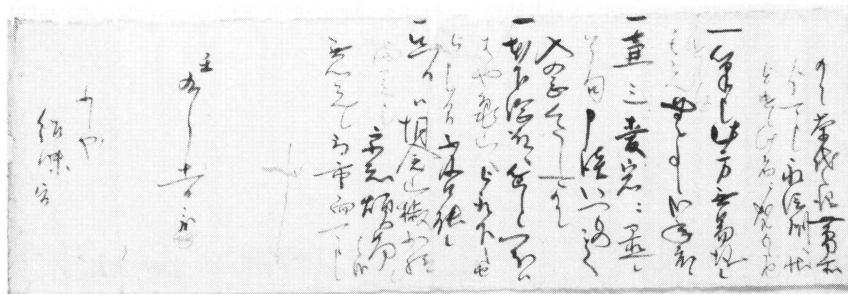


图 3

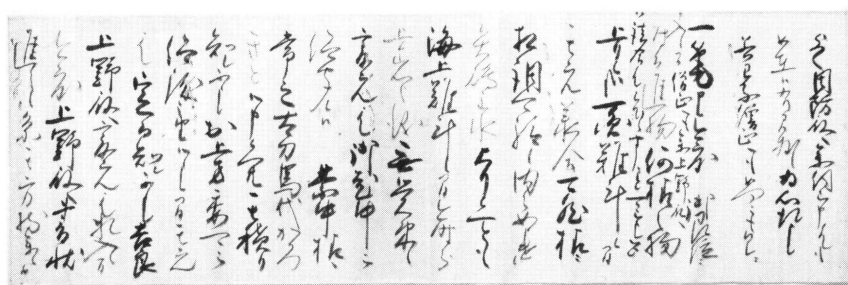


图 4-1

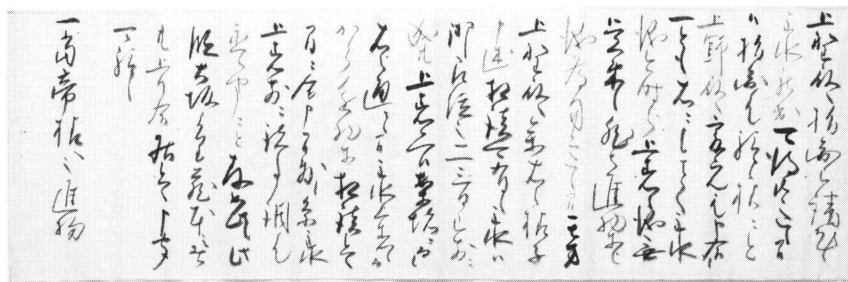


图 4-2

一、新院板の通和
一、仙洞板の通和
一、毒板の通和
一、石見板の通和
一、石見板の通和
一、石見板の通和
一、石見板の通和
一、石見板の通和

图 4-3

[illegible]

七

九月廿一日

7
卷

图 4-4

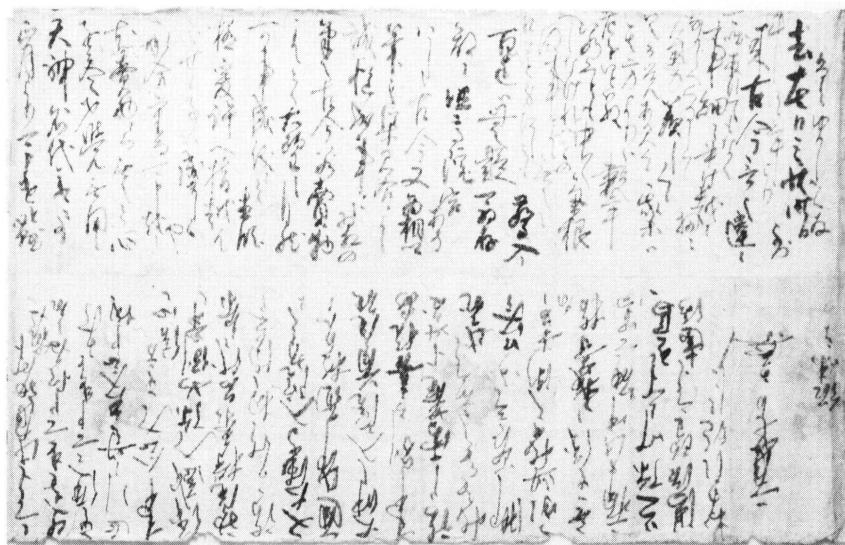


図 5

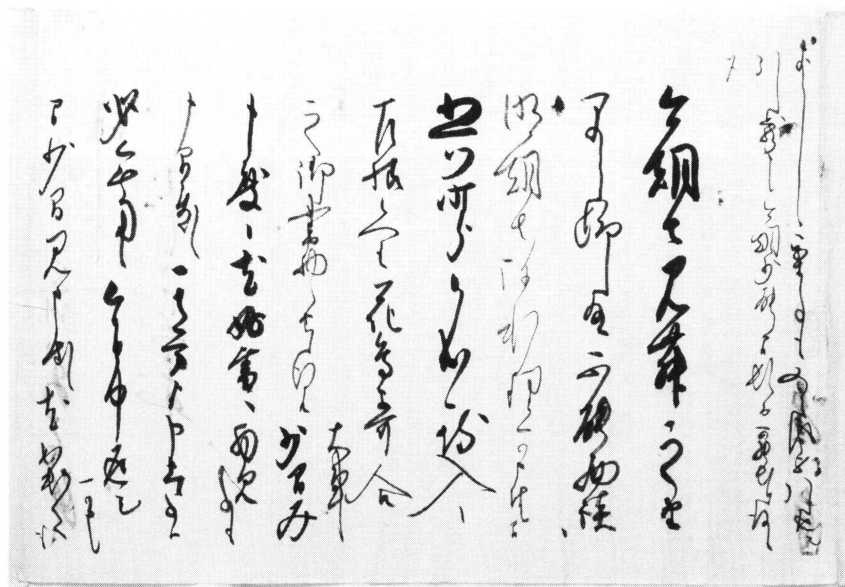


図 6 - 1



図 6-2

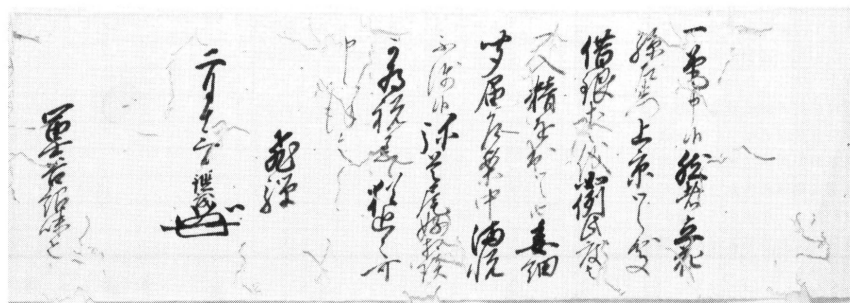


図 7